

市議会だよりなかま広告掲載取扱要綱 (平成25年6月3日議会告示第2号)

最終改正:令和6年3月27日議会告示第1号

改正内容:令和6年3月27日議会告示第1号 [令和6年4月1日]

○市議会だよりなかま広告掲載取扱要綱

平成25年6月3日議会告示第2号

改正

平成28年2月10日議会告示第1号

令和6年3月27日議会告示第1号

市議会だよりなかま広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「市議会だよりなかま」(以下「議会だより」という。)に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 議会だよりに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 著しく営利性を帯びたもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業広告
- (5) 人権侵害となるもの
- (6) 政治性のあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) 個人又は法人の名刺広告
- (10) 人事募集広告
- (11) 前各号に掲げるもののほか、議会だよりに掲載することが好ましくないと議長が判断したもの

(掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、議長が定めるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、別表のとおりとする。

(掲載回数)

第5条 広告の掲載は、議会だよりの発行号単位(5月10日号、8月10日号、11月10日号又は2月10日号のいずれか)とし、複数号に渡る掲載希望があった場合は、当該広告募集年度内を限度として広告を掲載することができる。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市と広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告代理店」という。)が行う。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料金は、類似広告、市場価格等を参考に、市と広告代理店との契約により決定する。

2 広告代理店を入札により決定する場合は、前項の規定にかかわらず、最高額をもって落札した価格を広告掲載料とする。

(広告の申込み)

第8条 議会だよりへの広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、市議会だよりなかま広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿等を添え、広告代理店を通じて議長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 議長は、前条の広告掲載の申込みがあった場合において、あらかじめ中間市議会会議規則(昭和42年中間市議会規則第1号)別表に規定する編集委員会の意見を聴いて、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(別記第2号様式)又は広告非掲載決定通知書(別記第3号様式)により、広告代理店を通じて申込者に通知しなければならない。

2 前項の広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告代理店を通じて議長の指定する期日までに議長が指定する形式で広告版下を提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した広告版下の内容等の変更は、認めない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告代理店は、市と広告代理店との間で締結した契約に基づく広告掲載料を、市の発行する中間市会計規則(令和6年中間市規則第10条第1項)に規定する納入通知書にて市の指定する期日までに納入しなければならない。

(掲載の取消し)

第11条 議長は、次に掲げるときは、第9条第1項の規定による広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 議長が指定する日までに版下原稿を提出しないとき。
 - (2) 議長が指定する日までに広告掲載料を納付しないとき。
 - (3) 広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関する事情により、当該広告主の掲載をすることが不相当であると判断したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。
- (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月10日議会告示第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日議会告示第1号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

枠	規格
半1段	横88ミリメートル×縦47ミリメートル
全1段	横182ミリメートル×縦47ミリメートル

別記第1号様式（第8条関係）
別記第1号様式（第8条関係）

年 月 日

中間市議会議長 様

申込者 住所又は所在地 _____

名称 _____

氏名又は代表者名 _____ 印

電話番号 _____

代理申請者 住所又は所在地 _____

名称 _____

氏名又は代表者名 _____ 印

電話番号 _____

市議会だよりなかま広告掲載申込書

「市議会だよりなかま」に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

掲載規格	<input type="checkbox"/> 半1段（横88mm×縦47mm） <input type="checkbox"/> 全1段（横182mm×縦47mm）
掲載号	<input type="checkbox"/> 5月25日号 <input type="checkbox"/> 8月25日号 <input type="checkbox"/> 11月25日号 <input type="checkbox"/> 2月25日号

※ 掲載原稿を添付してください。

別記第2号様式（第9条関係）

別記第2号様式（第9条関係）

中議第 号
年 月 日

様

中間市議会議長

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました市議会だよりなかま広告掲載につきまして、次のとおり決定いたしましたので、市議会だよりなかま広告掲載取扱要綱第9条第1項の規定により通知します。

広告主名	
掲載規格	<input type="checkbox"/> 半1段（横88mm×縦47mm） <input type="checkbox"/> 全1段（横182mm×縦47mm）
掲載号	<input type="checkbox"/> 5月25日号 <input type="checkbox"/> 8月25日号 <input type="checkbox"/> 11月25日号 <input type="checkbox"/> 2月25日号
広告版下の提出期限	年 月 日
その他	

別記第3号様式（第9条関係）

別記第3号様式（第9条関係）

中議第 号
年 月 日

様

中間市議会議長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました市議会だよりなかま広告掲載につきまして、次のとおり非掲載と決定いたしましたので、市議会だよりなかま広告掲載取扱要綱第9条第1項の規定により通知します。

申込みの内容	申込者名	
	掲載規格	<input type="checkbox"/> 半1段（横88mm×縦47mm） <input type="checkbox"/> 全1段（横182mm×縦47mm）
	掲載号	<input type="checkbox"/> 5月25日号 <input type="checkbox"/> 8月25日号 <input type="checkbox"/> 11月25日号 <input type="checkbox"/> 2月25日号
非掲載の理由		市議会だよりなかま広告掲載取扱要綱第2条第 号に該当するため
備 考		